

幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議

開催要領

平成 25 年 3 月 25 日
幼児教育無償化に関する関係閣僚・
与党実務者連絡会議（第 1 回）決定

幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（以下、「会議」という。）の開催については、この開催要領の定めるところによるものとする。

1. 会議の議事概要は、原則として、会議後速やかに公表する。
2. 会議における配布資料は、原則として、会議後公表する。
3. 会議終了後、原則として、政府側出席者又は関係省庁担当者による記者ブリーフを行う。
4. この開催要領に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、会議で決定する。